

## V. 建設廢棄物處理指針



# 建設廃棄物処理指針

平成 13 年 6 月

環境省

# 建設廃棄物処理指針

## 1. 総 則

### 1. 1 目 的

本指針は、工作物の建設工事及び解体工事（改修工事を含む。）（以下「建設工事等」という。）に伴って生ずる廃棄物（以下「建設廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に沿って適正に処理するため必要な具体的な処理手順等を示すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### 1. 2 用語の定義

本指針における用語の定義は以下のとおりである。

- (1) 「廃棄物」とは、人間の活動に伴って生じたもので、汚物又は自分で利用したり他人に売却できないために不要になったすべての液状又は固形状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）をいう。ただし、土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、港湾、河川等のしゅんせつに伴なって生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物から除外されている。

- (2) 「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

このうち「特別管理一般廃棄物」とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものとして政令で定められたPCB使用部品、燃え殻、ばいじん、汚泥、感染性廃棄物をいう。

- (3) 「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類など19品目の廃棄物をいう。

このうち「特別管理産業廃棄物」とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものとして政令で定められたもので、建設工事等に係るものとしては廃石綿等の特定有害産業廃棄物や廃油等が該当する。

- (4) 「安定型産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち安定型最終処分場に埋立処分できるものであり、廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板及び廃容器包装であるものを除く。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び廃容器包装であるものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物、廃プラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。）、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「がれき類」という。）であって（これらが混合したものを含む。）、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が付着又は混入していないものをいう。

- (5) 「建設廃棄物」とは、建設工事等に伴って生ずる廃棄物をいう。

- (6) 「建設混合廃棄物」とは、建設廃棄物であって安定型産業廃棄物に該当するもの（金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず等）とそれ以外の廃棄物（木くず、紙くず等）が混在しているものをいう。

- (7) 「処理」とは、分別、保管、収集、運搬、再生、処分等をいう。

- (8) 「再生」とは、廃棄物から原材料等の有用物を得ること、または処理して有用物にすることをいい、「再生利用」とは、これらにより得られた有用物又は廃棄物を有効に活用することをいう。

- (9) 「処分」とは、中間処理と最終処分をいう。「中間処理」とは、減量・減容化、安定化・無害化等を目的として行う処理をいう。「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう。

- (10) 「排出事業者」とは、廃棄物を排出する者であり、建設工事等においては、原則として発注者から直接工事を請け負う者（元請業者）が該当する。

- (11) 「処理業者」とは、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を取得している事業者をいう。
- (12) 「マニフェスト」とは、排出事業者が産業廃棄物の処理の終了を確認するために産業廃棄物とともに流通させる廃棄物管理票をいい、「電子マニフェスト」とは、マニフェストに代えて、電子情報により処理の終了を確認できるシステムをいう。なお、電子マニフェストは、廃棄物処理法第13条の2に基づき指定を受けた情報処理センターが情報の中継等を行う。

### 1. 3 適用範囲

- (1) 本指針は、建設廃棄物の処理について適用する。
- (2) 本指針は、建設工事等の元請業者のほか、発注者、設計者、下請業者、処理業者、建設資材の製造事業者等を対象とする。

## 2. 廃棄物処理の基本事項

### 2. 1 排出事業者の責務と役割

- (1) 建設工事等における排出事業者には、原則として元請業者が該当する。
- (2) 排出事業者は、建設廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化に努めなければならない。
- (3) 排出事業者は、自らの責任において建設廃棄物を廃棄物処理法に従い、適正に処理しなければならない。
- (4) 排出事業者は、建設廃棄物の処理を他人に委託する場合、廃棄物処理法に定める委託基準に従い、収集運搬業者及び中間処理業者又は最終処分業者とそれぞれ事前に委託契約を書面にて行い、適正な処理費用の支払い等排出事業者として適正処理を確保しなければならない。

### 2. 2 発注者等の関係者の責務と役割

建設工事等における発注者等の排出事業者以外の関係者は、発生抑制、再生利用等による減量化を含めた適正処理について、排出事業者が廃棄物処理の責任を果たせるよう、それぞれの立場に応じた責務を果たさなければならない。

- (1) 発注者は、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めるとともに廃棄物処理の条件を明示する。
- (2) 設計者は、発注者の意向を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努める。
- (3) 下請業者は、廃棄物の発生抑制、再生利用に関し排出事業者に協力する。
- (4) 処理業者は、排出事業者との書面による委託契約に従い、廃棄物を適正に処理する。
- (5) 製造事業者（メーカー）は、包装を簡素化する等廃棄物の発生抑制に努めるとともに、製品が廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないように製品開発に努める。

### 2. 3 建設廃棄物の種類

- (1) 建設廃棄物には、直接工事から排出される廃棄物と建設現場、現場事務所等から排出される廃棄物がある。
- (2) 排出事業者は、自らの責任において建設工事等から排出される産業廃棄物をその種類に応じた処理基準に従い適正に処理しなければならない。
- (3) 建設現場、現場事務所等から排出される一般廃棄物の処理にあたっては、当該廃棄物が生じた区域における市町村の指示に従わなければならない。

### 3. 1 管理体制と役割

排出事業者は、建設廃棄物を適正かつ計画的に処理するために、本社、支店、作業所（現場）等における関係者の責務と役割と明確にし、社内管理体制を整備する。

### 3. 2 支店又は営業所、作業所（現場）における計画・管理

- (1) 排出事業者は、建設廃棄物の最終処分量を減らし、建設廃棄物を適正に処理するため、施工計画時に発生抑制、再生利用等の減量化や処分方法並びに分別方法について具体的な処理計画をたてる。多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、処理計画を都道府県知事等に提出しなければならない。
- (2) 処理計画の作成に当たっては、次の点に留意する。
  - ① 当該工事に係る廃棄物の処理方針（作業所方針）をたてる。
  - ② 発注者及び処理業者と事前に十分打合わせを行う。
  - ③ 建設廃棄物の発生量を予測する。
  - ④ 施工方法、資材を検討し、廃棄物の発生を抑制する。
  - ⑤ 発生するものについては、出来るだけ再生利用を図る。
  - ⑥ 再生利用できない場合には、中間処理による減量化を検討する。
  - ⑦ 廃棄物として処分するものについては、適正な保管・収集運搬・処分の方法を選定する。特に建設混合廃棄物を排出する場合は、選別設備を有する中間処理施設又は管理最終処分場において処理を行う。
  - ⑧ 処理方法に応じた現場内での分別方法について検討する。
  - ⑨ 処理を委託する場合には、委託する処理業者の許可内容等を確認する。
- (3) 施工中は、処理計画に従った処理が実行されるように、管理体制を整えて現場の運営に当たるとともに、下請業者等の関係者に周知する。
- (4) 多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、処理計画の実施状況を都道府県知事等に報告しなければならない。

## 4. 委託処理の際の手続き

### 4. 1 産業廃棄物の委託処理

- (1) 排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に従い、収集運搬業者又は処分業者であって委託しようとする産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。
- (2) この場合、排出事業者は、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面により委託契約しなければならない。
- (3) 排出事業者は処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェスト又は電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたかどうか確認しなければならない。
- (4) 排出事業者は、委託基準やマニフェストについて法令上の義務を遵守することに加えて、廃棄物が最終処分に至るまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

### 4. 2 特別管理産業廃棄物の処理

特別管理産業廃棄物の排出事業者は、4. 1 の規定によるほか、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 特別管理産業廃棄物の排出事業者は、事業場（原則として作業所）ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければならない。
- ② 排出事業者は、事業場（原則として作業所）ごとに帳簿を備え 5 年間保存しなければならない。

## 5. 発生の抑制

発注者、元請業者は、建設廃棄物の発生の抑制を図るため、企画設計段階、施工計画段階、施工段階の各段階において工法・資材の検討等に努める必要がある。また、建設廃棄物の発生抑制に資する各種の工法等の技術開発に努めることが重要である。

## 6. 分別・保管

### 6. 1 分別

- (1) 排出事業者は、建設廃棄物の再生利用等による減量化を含めた適正処理を図るために作業所（現場）において分別に努めなければならない。
- (2) 建設工事に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合、安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物を分別排出し、埋立までの間、それ以外の廃棄物が付着混入しないようにしなければならない。

### 6. 2 作業所（現場）内保管

排出事業者は、建設廃棄物を作業所（現場）内で保管する場合、廃棄物処理法に定める保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管すること。

## 7. 収集運搬

### 7. 1 収集運搬

- (1) 排出事業者が建設廃棄物の収集運搬を委託する場合には、その搬出に立会うとともに、必要事項を記載したマニフェストの交付又は電子マニフェストによる必要事項の登録を行う。
- (2) 建設廃棄物の収集運搬に当たっては、廃棄物処理法に定める処理基準及び委託契約に従い行わなければならない。

### 7. 2 積替・保管

- (1) 排出事業者が廃棄物の積替・保管を行うに当たっては、廃棄物処理法に定める基準に従い適正に行うこと。
- (2) 収集運搬業者が積替・保管を行う場合は、廃棄物処理法に定める処理基準及び委託契約に従うほか、以下によること。
  - ① 廃棄物の性状を変える行為を原則として行ってはならない。
  - ② 廃棄物を積替・保管施設へ搬入・搬出する都度、原則として計量を行う。
  - ③ 積替・保管施設から建設混合廃棄物を搬出する場合、排出事業者との委託契約書に基づき中間処理施設又は管理型最終処分場に運搬する。
  - ④ 積替・保管施設ごとに帳簿を備え、必要事項の記載・保存しなければならない。

## 8. 中間処理（再生を含む）

### 8. 1 基本的事項

- (1) 排出事業者は、建設廃棄物の再生利用、減量化及び安定化等のために極力中間処理を行いうるように努める。
- (2) 排出事業者は、廃棄物を中間処理の内容に適合するように、作業所内で分別しなければならない。やむを得ず建設混合廃棄物として排出する場合は、選別設備を有する中間処理施設又は管理型最終処分場において処理を行うものとする。
- (3) 中間処理を行う場合には、飛散・流出防止対策を講じる等廃棄物処理法に定められた基準に従って行わなければならない。

- (4) 中間処理施設への受け入れに当たっては、廃棄物の計量を行う。

## 8. 2 中間処理施設

- (1) 中間処理施設の設置に当たっては都道府県知事等の許可を得るとともに、廃棄物処理法に定める基準に基づき、当該中間処理施設を設置し維持管理基準及び維持管理計画に従い維持管理しなければならない。
- (2) 廃棄物処理法の許可対象とならない中間処理施設等の設置に当たっても、適正処理の観点から、廃棄物処理法に定める技術上の基準を遵守すること。
- (3) 中間処理施設を設置する者は、その他の関係法令に定められている基準に従わなければならない。
- (4) 廃棄物処理法の許可対象となる焼却施設の設置者は、維持管理状況を記録し、地域住民等の生活環境の保全上利害関係を有する者の閲覧の求めに応じなければならない。

## 8. 3 選別設備

- (1) 建設廃棄物のうち、一定の基準を満足するまで、選別設備で選別された安定型産業廃棄物については、安定型最終処分場で処分することができる。
- (2) 選別設備は、以下の機能に対し、十分な能力を有していることが望ましい。
  - ① 再生可能なものを選別する機能。
  - ② 建設混合廃棄物を安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物に選別する機能。
  - ③ 後工程の処理に適合するように選別する機能。
- (3) 選別設備は、原則として各種の選別機械、コンベア、破碎機等を組み合わせた一連のシステムとして構成されるものとする。

## 9. 再生利用

- (1) 元請業者及び発注者は、建設廃棄物の減量化・資源化を図るため、建設廃棄物の再生利用に努める。
  - ① 発生する廃棄物を有償売却できる性状のものとし、売却あるいは自ら利用に努める。
  - ② 再生処理を行っている者に委託する。
  - ③ 必要に応じ、再生利用認定制度、再生利用指定制度を活用する。
  - ④ 新規工事等においては、他で販売されている再生骨材等を積極的に利用する。
- (2) 再生利用に当たっては、利用用途に応じた品質を確保するとともに、生活環境の保全上支障が生じないようにしなければならない。

## 10. 最終処分

### 10. 1 基本的事項

- (1) 建設廃棄物は、廃棄物処理法に定める処分の基準に従い、廃棄物の種類に応じて適正に埋立処分しなければならない。
- (2) 最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場の3種類がある。
- (3) 最終処分場への搬入に当たっては、廃棄物の計量を行う。
- (4) 建設混合廃棄物を埋立処分する場合は、管理型最終処分場に埋立処分しなければならない。
- (5) 建設廃棄物の海洋投入処分は行ってはならない。ただし、判定基準を満足する建設汚泥についてはこの限りではない。

## 10.2 最終処分場

- (1) 最終処分場の設置に当たっては都道府県知事等の許可を得るとともに、廃棄物処理法に定める基準に基づき、当該施設を設置し維持管理基準及び維持管理計画に従い維持管理しなければならない。
- (2) 最終処分場の設置者は、あらかじめ埋立管理計画を作成し、これに基づき最終処分場を管理運営すること。
- (3) 最終処分場の設置者は、維持管理状況を記録し、地域住民等の生活環境の保全上利害関係を有する者の閲覧の求めに応じなければならない。
- (4) 最終処分場の廃止の際には、都道府県知事等の確認を受けなければならない。